

資料－3 条例・規則・協定

○京田辺市防災会議条例

〔 昭和38年10月 1日
条 例 第 9 号 〕

改正 昭和51年 7月 3日 条例第22号	平成12年 3月14日 条例第 2号
昭和55年 3月25日 条例第 9号	平成24年 9月28日 条例第19号
	令和 2年12月24日 条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、京田辺市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 京田辺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 京田辺市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 京都府職員
 - (3) 京都府警察職員
 - (4) 議會議長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 教育長
 - (7) 市職員
 - (8) 指定公共機関の職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者
 - (10) その他京田辺市の防災に関し市長が必要と認める機関の職員
- 6 委員の定数は、45名以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、京都府職員、市職員、指定公共機関の職員及び知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、調査が終了したとき、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、市長が、防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年7月3日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第40号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(京田辺市水防協議会条例の廃止)

2 京田辺市水防協議会条例(昭和55年京田辺市条例第18号)は、廃止する。

○京田辺市防災会議規程

昭和40年4月28日

防災会議規程第1号

改正 昭和53年3月27日訓令甲第2号

昭和55年10月13日訓令甲第10号

平成5年6月21日消本規程第3号

平成9年4月1日告示第37号

平成10年4月1日告示第46号

平成12年7月18日告示第157号

平成16年8月17日告示第153号

平成18年7月18日告示第136号

平成19年3月30日告示第61号

平成19年4月27日告示第103号

平成20年3月31日告示第42号

平成22年4月1日告示第75号

平成24年1月25日告示第14号

平成25年2月4日告示第15号

平成27年3月25日告示第28号

令和2年6月1日告示第137号

令和6年3月6日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

2 会議の招集通知は文書をもって行い、日時、場所及び議題を付記するものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、危機管理の事務を担当する副市長の職にある委員がその職務を代

理する。

(定足数)

第4条 会議は、10名を超える委員の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の2分の1以上の多数によらなければ議決することができない。

(会長の専決処分)

第5条 会議が成立しないとき又は会議を招集する時間的余裕がないときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項は、会長は、次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

第6条 会議に幹事会を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、安心まちづくり室長をもって充てる。

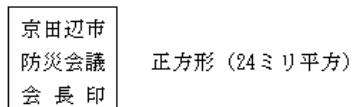
4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会は、幹事長が議案の内容に応じ必要と認める幹事のみを招集することができる。

(公印)

第7条 会議の公印の形状及び寸法は、次のとおりとする。



(事務処理等)

第8条 会議の記録その他会議の事務処理は、防災担当課において行うものとする。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月27日訓令甲第2号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年10月13日訓令甲第10号)

この規程は、昭和55年10月13日から施行する。

附 則 (平成5年6月21日消本規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日告示第37号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日告示第46号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月18日告示第157号）

この告示は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成16年8月17日告示第153号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の京田辺市防災会議規程の規定は、平成16年5月1日から適用する。

附 則（平成18年7月18日告示第136号）

この告示は、平成18年7月18日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第61号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月27日告示第103号）

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第42号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第75号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月25日告示第14号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月4日告示第15号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日告示第28号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日告示第137号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附則(令和6年3月6日告示第32号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

所属所名	職名
京都府山城広域振興局	地域連携・振興部田辺地域総務防災課長
京都府山城北土木事務所	河川砂防課長
京都府田辺警察署	警備課長
京田辺市 安心まちづくり室	安心まちづくり室長
企画政策部	企画調整室長
総務部	総務室長
市民部	市民政策推進室長
健康福祉部	健康福祉政策推進室長
こども未来部	こども未来政策推進室長
建設部	建設政策推進室長
経済環境部	経済環境政策推進室長
教育委員会教育部	教育総務室長
上下水道部	経営管理室長
消防本部	消防次長

○京田辺市災害対策本部条例

[昭和38年10月 1日
条 例 第 10 号]

改正 平成10年6月30日 条例第15号
平成24年9月28日 条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、京田辺市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長が必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成10年6月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

○京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱

[昭和59年 7月25日
教育委員会告示第3号]

改正 平成9年12月19日 教委告示第26号
平成24年6月18日 教委告示第6号
平成25年9月30日 教委告示第7号
平成27年6月26日 教委告示第2号
令和6年4月1日 教委告示第3号

(目的)

第1条 この告示は、京田辺市立小・中学校、幼稚園（以下「校園」という。）に在学する児童若しくは生徒又は在園する園児の生命及び身体を災害から保護し、併せて校園の財産を被害から守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「災害」とは、暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害をいう。

(責務)

第3条 各校園は、第1条の目的を達成するため、年度当初に防災計画を作成し、これを実施する。

(措置)

第4条 各校園にあっては、京田辺市に気象特別警報又は気象警報（以下「警報等」という。）が発表されたときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 午前7時現在に警報等が発表されているとき又は午前7時以降に警報等が発表されたときは、登校園を停止する。
- (2) 午前9時までに警報等が解除されたときは、登校園させる。
- (3) 在校園中に警報等が発表されたときは、生命及び身体の保全を第一とし、校園長の判断により適切な措置を講じる。

(動員)

第5条 京田辺市地域防災計画に基づく京田辺市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）又は京田辺市災害対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合における動員体制は、次によるものとする。

- (1) 避難所の開設指示があったとき。当該校1名（管理職員）
- (2) 警戒本部2号配備が実施されたとき。各学校1名（管理職員）
- (3) 対策本部1号体制が実施されたとき。各校園2名（管理職員及び管理職員があらかじめ指名した職員）
- (4) 対策本部2号体制が実施されたとき。各校園5名程度（管理職員及び管理職員があらかじめ指名した職員）
- (5) 対策本部3号体制が実施されたとき。各校園全員

(復旧)

第6条 各校園長は、児童、生徒又は園児の学用品等に被害が生じたときは、その実態を調査し、
京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告し、その指示に従い復旧に努める。
2 校園舎、施設、備品等に被害が生じたときは、その実態を調査し、教育委員会に報告し、その
指示に従い復旧に努める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月19日告示第26号）

この告示は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成24年6月18日告示第6号）

この告示は、平成24年6月19日から施行する。

附 則（平成25年9月30日告示第7号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日告示第2号）

この告示は、平成27年6月26日から施行する。

附 則(令和6年3月15日教委告示第5号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

○京田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日

条例第23号

改正 昭和50年7月5日条例第15号

昭和51年12月23日条例第34号

昭和53年6月27日条例第22号

昭和58年4月1日条例第9号

昭和62年7月4日条例第9号

平成4年3月30日条例第6号

平成23年9月26日条例第20号

令和元年7月11日条例第4号

令和元年9月30日条例第13号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 雜則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2） 市民 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に

掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により、生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合は、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（1） 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

（2） 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

（3） 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5%とする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、月賦償還、半年賦償還又は年賦償還とする。

- 2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 債還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雜則

(支給審査委員会の設置)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことができる。

- 2 支給審査委員会の委員は、市長が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月5日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月23日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則（昭和53年6月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年7月4日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第6号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年7月11日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例第15条の規定は、令和元年8月1日から適用する。

○京田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔 昭和49年 7月10日
規 則 第 8 号 〕

改正 昭和53年 6月27日 規則第18号
昭和58年 7月21日 規則第 9号
令和 2年 3月31日 規則第22号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年京田辺市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した住民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、住民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日

(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3) 障害の種類及び程度に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日に属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別記様式第13号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて賃付金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
 - (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号）第1条に規定する基準に該当することを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届（別記様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月27日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年7月21日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和元年8月1日から適用する。ただし、改正後の規則第6条及び第9条の規定は、令和元年4月1日から適用する。

○京田辺市災害見舞金等支給要綱

平成2年4月1日

告示第48号

改正 平成8年12月26日告示第220号

平成22年4月1日告示第73号

平成24年5月28日告示第119号

平成26年10月31日告示第204号

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市内において災害により住家に被害を受けた住民に対し、見舞金等を支給することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害　火災、爆発事故及び水損事故並びに台風、地震その他の自然災害をいう。
- (2) 見舞金等　見舞金及び見舞品をいう。
- (3) 住家　現実に居住のために使用されている建物をいう。
- (4) 全焼（全損）　火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知。次号において「要領」という。）に基づき、住家の焼き損害額若しくは火災損害額が火災前の住家の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- (5) 半焼（半損）　要領に基づき、住家の焼き損害額又は火災損害額が火災前の住家の評価額の20パーセント以上のもので全焼（全損）に該当しないものをいう。
- (6) 水損　消火活動に伴い住家が冠水したもので、冠水した部分がその住家の延床面積の20パーセント以上に達しているものをいう。
- (7) 全壊　次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住家全部の倒壊又は流失
 - イ 補修により居住することができる住家の状態に復旧することができない又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの

- (ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住家の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの
- (イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した、住家の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住家全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの
- (8) 半壊 補修により居住することができる住家の状態に復旧することが可能と認められる、次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの（全壊に該当するものを除く。）をいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの
- イ 運用指針を適用して算出した、住家の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住家全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (9) 床上浸水 住家の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住家に一時的に居住することができなくなった程度のもの（住家の被害が半壊に達しない程度のものに限る。）をいう。

(支給の対象)

第3条 見舞金の支給対象者は、京田辺市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者で、災害により住家に被害を受けたものとする。ただし、京田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年京田辺市条例第23号）の規定に基づき弔慰金の支給がある場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 全焼（全損）又は全壊 1世帯当たり 150,000円以内
- (2) 半焼（半損）又は半壊 1世帯当たり 75,000円以内
- (3) 水損又は床上浸水 1世帯当たり 30,000円以内

(見舞品)

第5条 市長は、第3条に規定する見舞金の支給対象者のうち、生活上必要な被服及び布団類を毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者であって、他の制度による支援が得られないものに対し、最低生活に必要な被服及び布団類を現物支給することができる。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月26日告示第220号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第73号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月28日告示第119号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日告示第204号)

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

○京田辺市火葬料補助金交付要綱

平成4年4月1日

告示第58号

改正 平成9年4月8日告示第38号

平成18年5月1日告示第100号

平成22年3月31日告示第32号

平成24年5月16日告示第110号

平成31年3月26日告示第31号

令和4年7月1日告示第241号

令和7年3月31日公示第62号

(目的)

第1条 この告示は、住民が死亡し、又は死産した場合において、火葬を行った者に対し、その費用の一部について、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、京田辺市火葬料補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって住民の福祉に資することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、本市の住民基本台帳に記録されている者が死亡し、又は死産し、死体（妊娠第4月以後の死産児を含む。）が火葬された場合で、負担すべき火葬料が、火葬場の設置されている市町村（特別区を含む。）の住民が負担すべき火葬料と差が生じたときとする。

(補助金の申請者)

第3条 補助金の申請をすることができる者は、火葬の許可を受け、補助の対象となる火葬を行った者（以下「申請者」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、申請者が負担すべき火葬料から補助の対象となる火葬が行われた火葬場の設置されている市町村（特別区を含む。）の住民が負担すべき火葬料を差し引いて得た額の2分の1とする。ただし、その差し引いて得た額の2分の1の額が40,000円を超えるときは、40,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、死体の火葬が許可された日から6月以内に京田辺市火葬料補助金交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、火葬料

補助金交付台帳に記載して、補助金を交付するものとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月8日告示第38号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による京田辺市火葬料補助金交付要綱第4条に規定する補助金の額のうち、ただし書の規定については、適用日以後に火葬を行った申請に係る補助金の額について適用し、適用日前に火葬を行った申請に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成18年5月1日告示第100号）

(施行期日)

1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条の補助金の額のうち、ただし書の規定については、平成18年5月1日（以下「適用日」という。）以後に火葬を行った申請に係る補助金の額について適用し、適用日前に火葬を行った申請に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日告示第32号）

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の京田辺市火葬料補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の京田辺市火葬料補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成24年5月16日告示第110号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第31号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の京田辺市火葬料補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に火

葬の許可を受けた者の申請について適用し、同日前に火葬の許可を受けた者の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和4年7月1日告示第241号)

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

附則(令和7年3月31日告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の京田辺市火葬料補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に京田辺市火葬料補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙については、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別記

様式（第5条関係）

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

申請者（死体火葬許可申請者と同じ）

(郵便番号)

住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号

京田辺市火葬料補助金交付申請書

次のとおり京田辺市火葬料補助金の交付を受けたいので、京田辺市火葬料補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。また、補助金の交付が決定されたときは、補助金を指定の口座に振り込んでください。

死 産 亡 の 者 (母)	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
死 亡 年 月 日	年 月 日	火 葬 日	年 月 日	
死 亡 届 出 地	京田辺市・その他() (市区町村名)			
火 葯 の 場 所	宇治市斎場・京都市中央斎場・飯盛斎場・枚方市立やすらぎの杜 奈良市斎苑旅立ちの杜・その他()			
火 葯 料	円	補 助 金 額	円	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 火葬許可証の写し <input type="checkbox"/> 火葬料の領収書の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座がわかる通帳等の写し			

補助金振込先(ゆうちょ銀行の支店名は漢数字で記入)

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農 協	支 店
口 座 名 義	フリガナ	
口 座 番 号	普通・当座	

補助金振込先の口座名義が、申請者と異なるときは下記の委任欄に記入し押印してください。

委 任 欄	上記火葬料補助金の受領を口座名義人に委任します。 申請者氏名 <input type="text"/>	
-------	--	--

○大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第52号

改正 平成29年12月12日告示第169号

平成30年3月20日告示第30号

令和4年6月1日告示第105号

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を実施する経費に対し、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第2条第1号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他市の区域内（以下「市内」という。）で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であって市長が別に定めるものを除く。）をいう。

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を京都府内で生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの

自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

ウ ア及びイに準じる自然災害として市長が別に定めるもの

(2) 全壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度をいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができず、又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次のいずれかに該当する住宅の被害の程度

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

(3) 大規模半壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することができると認められるものに限る。）であって、全壊に該当しないものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの

(4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすると認められる、次のいずれかに該当する住宅の被害の程度であって、全壊又は大規模半壊のいずれにも該当しないものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの

(5) 一部破損 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度であって、床上浸水に該当しないもの

をいう。

- (6) 床上浸水 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度（住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。）をいう。
- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。
- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。
- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅（全壊又は大規模半壊のいずれかに該当するものに限る。）に代わる住宅として居住するための住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借することをいう。
- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。
- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。
- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する支援金で、当該大規模自然災害に関し支援対象者が受け取ることができるものをいう。
- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費（購入後直ちに行う補修工事費を含み、土地の取得費を除く。）をいう。
- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。
- (17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。
- (18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関する経費（住宅再建経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。
- (19) 住宅再建融資返済経費 新築・購入費又は補修費の支出について、次に掲げる融資を利用した場合のその返済（当該融資の貸付の実行日から5年以内（元金の据置期間を含む。）で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。）に要する経費（当該融資に係る利息に相当する額（イに掲げる融資にあっては、当該融資に替えてアに掲げる融資を利用したとした

場合における利息に相当する額とイに掲げる融資に係る利息に相当する額のいずれか少ない額)に限る。)をいう。

ア 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

イ 大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建に必要な資金の調達に係る融資として市長が別に定める融資

(20) 支援対象経費 第17号及び第18号に掲げる経費であって、当該大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として市長が別に定める期間内にその支払が完了するもの(第15号に掲げる経費にあっては、当該期間の末日が属する月の前月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。)並びに前号に掲げる経費をいう。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ当該各号に定める額とする。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てる。

- (1) 住宅再建経費 別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助金の交付額の欄に掲げる額
- (2) 住宅再建関連経費 支援対象者ごとの住宅再建関連経費の額(当該額が5万円を超える場合は、5万円)
- (3) 住宅再建融資返済経費 支援対象者ごとの住宅再建融資返済経費の額

2 一の大規模自然災害に関し、支援対象者に住宅再建経費及び住宅再建関連経費のいずれの経費についても補助金を交付しようとする場合において、その合計額が当該支援対象者に係る別表の基準限度額の欄に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該支援対象者に交付する補助金は、当該基準限度額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする支援対象者(以下「申請者」という。)は、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別の方法等により確認できると認めた場合は、添付書類を省略することができる。

(1) り災証明書(写し)

(2) 支援対象者の住民票に記載された事項を証明した書類

(3) 支援対象経費の額を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付の決定に際しては、必要な条件を別に付すことができる。

(申請内容の変更)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が申請内容を変更しようとする場合は、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書（別記様式第3号）に第4条各号に掲げるもののうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする内容が、次の各号のいずれかにのみ該当するときは、この限りでない。

(1) 支援対象経費の額（補助金の額の変更を伴わないものに限る。）

(2) 工事着手年月日及び工事完了（予定）年月日（工事完了（予定）の年度の変更を伴わないものに限る。）

(実績報告)

第7条 補助決定者は、事業が完了したときは京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 支援対象経費の確定額を確認できる書類

(2) 前号の額を補助決定者が支払ったことを確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書（別記様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は

一部を取り消し、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金返還命令書（別記様式第7号）により、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、施行の日以降に発生した災害に係る被災住宅の再建について適用する。

附 則（平成29年12月12日告示第169号）

この告示は、平成29年12月12日から施行し、この告示による改正後の大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、同年9月16日以後に発生した災害について適用する。

附 則（平成30年3月20日告示第30号）

この告示は、平成30年3月20日から施行し、この告示による改正後の大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年10月21日以後に発生した災害について適用する。

附 則（令和4年6月1日告示第105号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助 対象 事業	支 援 対象者	補助金の交付額	被害の 程 度	基準限度 額(万円)
1 被災 住宅に 代わる 住宅の 新築又 は購入	支援金を 受けるこ とができる る支援対 象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（新築費又は購入費が 含まれているものに限る。以下この項において同じ。） の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除 した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、そ れぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援 対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金 の額を控除した額が50万円以上の場合 50 万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金 の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅 再建経費の額から支援金の額を控除した額	全 壊	150
			大規模 半 壊	100
その他の 支援対象 者		支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗 じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するとき は、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援 対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円 以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円 未満の場合 住宅再建経費の額	全 壊	300
			大規模 半 壊	250
			半 壊	150
			一部 破 損 又 は 床 上 浸 水	50

補助対象事業	支援対象者	補助金の交付額	被害の程度	基準限度額(万円)
2 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修	支援金を受けることができる支援対象者	<p>支援対象者ごとの住宅再建経費（補修費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額</p>	全壊 大規模半壊	100 60
その他の支援対象者		<p>支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円以上の場合 50万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額</p>	全壊 大規模半壊	200 150
		半壊	150	
		一部破損又は床上浸水	50	

補助 対象 事業	支 援 対象者	補助金の交付額	被害の 程 度	基準限度 額(万円)
3 被災 住宅に 受けける 代わる 住宅の 賃借	支援金を 受けけるこ とができる 住宅の 賃借	支援対象者ごとの住宅再建経費（新築費又は購入費及 び補修費が含まれていないものに限る。以下この項にお いて同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金 の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当する ときは、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援 対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金 の額を控除した額が25万円以上の場合 25 万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金 の額を控除した額が25万円未満の場合 住宅 再建経費の額から支援金の額を控除した額	全 壊	75
			大規模 半 壊	40
その他の 支援対象 者		支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗 じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するとき は、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援 対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円 以上の場合 25万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円 未満の場合 住宅再建経費の額	全 壊 大規模 半 壊	150 100

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書

京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付を受けたいので、大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふりがな			
1 申請者氏名			
2 申請者住所	京田辺市 電話番号		
3 大規模自然災害の名称			
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水		
5 被災住宅の再建等の内容	新築・購入・補修・賃借		
6 被災住宅の所在地	京田辺市		
7 再建等する住宅の所在地	京田辺市		
8 工事着手（予定） 年 月 日	年 月 日	9 工事完成（予定） 年 月 日	年 月 日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に係る経費の額	円 うち住宅再建関連経費の額 円	11 支援金の額	円
12 補助金交付申請額	円 うち住宅再建関連経費の額 円		

【住宅再建融資返済経費関係】

13 融資内容	借入総額 うち対象借入額 円		最終資金交付日 年 月 日		
	償還期間 カ月	元金据置期間 カ月	融資利率 %		
14 補助金交付申請額	円				

様式第2号（第5条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請された京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付決定番号	年度 第 号
----------	--------

2 交付決定額	円
---------	---

内訳 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額	円
------------------------	---

住宅再建融資返済経費	円
------------	---

3 その他

(1) 申請の内容に変更がある場合（事業の遂行が困難となったときを含む。）は、京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書（別記様式第3号）を提出してください。

(2) 被災住宅の再建が完了したときは、速やかに京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書（別記様式第4号）を提出してください。

様式第3号（第6条関係）

年　月　日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書

年　月　日付け文書番号により交付決定の通知を受けた京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、申請内容を変更したいので、大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふりがな				
1 申請者氏名				
2 申請者住所	京田辺市 電話番号			
3 大規模自然災害の名称				
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水			
5 被災住宅の再建等の内容	新築・購入・補修・賃借			
6 被災住宅の所在地	京田辺市			
7 再建等する住宅の所在地	京田辺市			
8 工事着手（予定） 年　月　日	年　月　日	9 工事完成（予定） 年　月　日		年　月　日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に係る経費の額	円 うち住宅再建関連経費の額 円	11 支援金の額	円
12 補助金交付申請額	円 うち住宅再建関連経費の額 円		

【住宅再建融資返済経費関係】

13 融資内容	借入総額 うち対象借入額	円	最終資金交付日	年　月　日	
	償還期間	カ月	元金据置期間	カ月	融資利率
14 補助金交付申請額	円				

※4欄から14欄までについては、該当する項目のみ、変更後の内容を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書
兼補助金支払請求書

年 月 日付け文書番号により交付決定の通知を受けた京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、事業が完了したので、大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

ふりがな			
1 申請者氏名			
2 申請者住所	京田辺市 電話番号		
3 大規模自然災害の名称			
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水		
5 被災住宅の再建等の内容	新築・購入・補修・賃借		
6 被災住宅の所在地	京田辺市		
7 再建等した住宅の所在地	京田辺市		
8 工事着手年月日	年 月 日	9 工事完成年月日	年 月 日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に要した経費の額	円 うち住宅再建関連経費の額 円	11 支援金の額	円
12 補助金精算額	円		

【住宅再建融資返済経費関係】

13 融資内容	借入総額 うち対象借入額	円 円	最終資金交付日	年 月 日	
	償還期間	カ月	元金据置期間	カ月	融資利率
14 補助金精算額	円				

【共通】

15 債還口座兼補助金振込口座	銀行・金庫・組合				本店・支店・出張所			
	金融機関 番号	支店番号		1. 普通 2. 当座	口座番号			
	口座名義(カタカナ)							

様式第5号（第8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け文書番号により交付決定した京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の額について、下記のとおり確定したので、大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、補助金については、指定の金融機関に振り込みます。

記

1 交付決定番号	年度 第 号
2 交付決定額	円
内訳 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額	円
住宅再建融資返済経費	円
3 補助金確定額（交付額）	円

様式第6号（第9条関係）

文書番号

年月日

様

京田辺市長

印

京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定取消通知書

年月日付け文書番号により決定した京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付について、下記のとおり取り消したので、大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定番号	年度 第 号
2 交付決定額	円
内訳 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額	円
住宅再建融資返済経費	円
3 取消額	円
内訳 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額	円
住宅再建融資返済経費	円
4 取消理由	

様式第7号（第10条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け文書番号による補助金の交付決定取消しに係る補助金について、大規模自然災害に係る京田辺市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 交付決定番号	年度 第 号
2 返還金額	円
内訳 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額	円
住宅再建融資返済経費	円
3 返還期限	年 月 日

別記様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

○京田辺市民間施設の消火器使用補てんに関する要綱

昭和59年 4月 1日
消防本部告示第3号
改正 平成7年3月31日消本告示第1号
平成29年2月7日告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の火災に際し、当該消防対象物に關係のない消火器を、初期消火のために使用した場合の補填について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防対象物 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第3項に規定するものをいう。
- (2) 関係のない消火器 出火消防対象物の所有者、管理者又は占有者以外の者が所有する消火器をいう。
- (3) 消火器 消防法第21条の2第2項に規定する型式承認をされた粉末消火器、泡消火器、強化液消火器、住宅用消火器その他のものをいう。
- (4) 失効した消火器 消防法第21条の5第1項の規定により型式承認の失効した消火器又は消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)に定める耐圧検査を受けていない消火器をいう。

(補填の対象範囲)

第3条 補填の対象範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消防隊が到着するまでの消火活動に使用したもの
- (2) 消防隊が使用を認知したもの
- (3) 消防長が状況判断により認定したもの

(消火器の部品)

第4条 消火器に補填する部品は、消火器の種類に応じ、薬剤、ボンベ及び機能保持に必要な部品とする。ただし、腐食若しくは破損が著しく薬剤の充填が困難な場合若しくは構造上薬剤の充填ができない場合又は失効した消火器については、消火に使用した消火器と同等の消火器を補填するものとする。

(消火器補填申請書の提出)

第5条 消火器を初期消火に使用し、又は他の人にその使用を提供した者は、消火器補填申請書(別記様式第1号)を消防長に提出するものとする。

(消火器補填審査結果通知)

第6条 消防長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、消火器補填審査結果通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補填消火器の受渡し)

第7条 補填消火器の受渡しは、第5条の消火器補填申請書を受理した日から30日以内に実施するものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この告示は、平成29年2月7日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

(あて先) 京田辺市消防長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

消火器補填申請書

私は、京田辺市民間施設の消火器使用補填に関する要綱第5条の規定により申請します。

出火日時	年 月 日 時 分ごろ
出火場所	
使用者氏名	
消火器の種類及び 数量	粉末消火器 型 (kg) 本 泡消火器 型 (L) 本

※現認	職 氏 名			
	年 月 日	年 月 日		
	事 項			
※処理	決 定 通 知	第 号・ 年 月 日		
	受 渡 し 日	受 年 月 日	渡 年 月 日	
	補 填 業 者 名		確 認	

備考 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市消防長 印

消火器補填審査結果通知書

あなたが、 年 月 日付けで申請された消火器の補填について、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

補填します。（消火器の補填完了までの間、代替消火器を貸与します。）

薬剤ポンベ機能保持に必要な部品同等品の消火器

消火器の種類及び数量	粉末消火器 型 (kg) 本
	泡 消 火 器 型 (L) 本

代 替 消 火 器	種類及び数量	粉末消火器	型	本
	貸与年月日	年 月 日貸与	年 月 日返却	
	取扱者			

補填できません。

理由 _____

○京田辺市災害時生活用水協力井戸の登録に関する要綱

[平成23年10月24日
告 示 第 147号]

(目的)

第1条 この告示は、災害時において水道の給水が困難となった場合に、飲料用以外の洗濯又はトイレ等に使用できる水(以下「生活用水」という。)として提供される井戸を登録し、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 市長は、井戸の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)から次条第1項の規定による申出があった場合で、次に掲げる要件を満たすときは、当該井戸を災害時生活用水協力井戸(以下「協力井戸」という。)として登録するものとする。

- (1) 生活用水として使用可能な水量及び水質であること。
- (2) 井戸水をくみ上げるための電動式若しくは手動式のポンプ又はつるべ等があること。
- (3) 災害時に無償で近隣住民に井戸水を提供できること。
- (4) 井戸枠等があり、安全であること。
- (5) 井戸の所有者等が、井戸の所在地等を公表することにつき、あらかじめ了承していること。

(登録の手続等)

第3条 井戸水を提供する意思のある所有者等は、京田辺市災害時生活用水協力井戸登録申出書(別記様式第1号)に必要な事項を記入し、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合は、登録要件の適否について調査を行い、京田辺市災害時生活用水協力井戸登録適否決定通知書(別記様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

3 前項の規定により登録した旨の通知を受けた協力井戸の所有者等(以下「協力井戸の所有者等」という。)は、災害時生活用水協力井戸指定標識(別記様式第3号)を当該井戸の家屋の門、扉又は扉等、近隣住民が認識しやすい場所に取り付けるものとする。

(水質検査)

第4条 市長は、所有者等から協力井戸の登録の申出があった場合のほか、必要と認めるときに別表に定める項目について水質検査を実施するとともに、協力井戸の所有者等が希望する場合は、その結果を通知するものとする。

(登録内容の変更手続)

第5条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合は、京田辺市災害時生活用水協力井戸登録内容変更届出書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

- (1) 世帯主の変更又は相続等により、協力井戸の所有者等が変更された場合
- (2) 協力井戸の改良等により、登録内容に変更が生じた場合

(更新等の確認)

第6条 市長は、必要に応じて協力井戸の所有者等に対し、更新の意思の有無等を確認するものとする。

(登録解除の手続)

第7条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合は京田辺市災害時生活用水協力井戸登録解除申出書(別記様式第5号)を市長に提出するものとする。

- (1) 井戸を廃止した場合
- (2) 井戸の使用を停止した場合
- (3) 井戸を譲渡した場合(土地又は建物の売却に伴う場合を含む。)
- (4) 井戸水を近隣住民に提供することができなくなった場合

(登録の解除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 前条の規定による届出があった場合
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市長が協力井戸として適当でないと認めた場合

2 市長は、協力井戸の登録を解除する場合においては、京田辺市災害時生活用水協力井戸登録解除通知書(別記様式第6号)により協力井戸の所有者等に通知するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

水質検査

用途	検査項目内容
生活用水	一般細菌 大腸菌 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 鉄及びその化合物 塩化物イオン 有機物(TOC) pH値 臭気 色度 濁度 遊離残留塩素

別記

様式第1号（第3条関係）

(表)

年 月 日

京田辺市長 様

申出者 住所

氏名

(印)

電話番号

京田辺市災害時生活用水協力井戸登録申出書

下記の井戸について、災害時における協力井戸として提供します。

記

所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所に同じ		
所有者	<input type="checkbox"/> 上記氏名に同じ		
管理者			
設置位置	<input type="checkbox"/> 宅地内 (<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> 田畠 <input type="checkbox"/> その他		
形態	形状	<input type="checkbox"/> 掘抜井戸（丸井戸） <input type="checkbox"/> 打抜井戸（管井戸）	
	動力	<input type="checkbox"/> 手動 <input type="checkbox"/> 電動（停電時の使用可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> つるべ式	
使用状況	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水（洗濯、掃除、風呂等） <input type="checkbox"/> 事業（業務） <input type="checkbox"/> かんがい用水 <input type="checkbox"/> その他（ ））		
水量	<input type="checkbox"/> 日常の使用では枯れない <input type="checkbox"/> 渴水時には枯れる <input type="checkbox"/> 不明		
水質の状況	色 濁り 勃起 沈殿物など <input type="checkbox"/> 特に異常はない <input type="checkbox"/> その他（具体的に ）		
水質検査の結果通知	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
所在情報の提供	<input type="checkbox"/> 担当課窓口での井戸情報の提供に同意します。（必須） 上記の他、以下の情報提供について同意します。 <input type="checkbox"/> ホームページへの情報の掲載 <input type="checkbox"/> 井戸の所在地の自治会・自主防災組織等への所在情報の提供 <input type="checkbox"/> 井戸の所在マップでの公表		

(裏)

《記入上の注意》

- 1 それぞれ該当するものにレ印をつけてください。
- 2 管理者欄には、申出者とは別に井戸の管理者がおられる場合、管理者の氏名を記入してください。
- 3 井戸の形状にある掘抜井戸（丸井戸）とは、手堀りなどで掘られた比較的浅い井戸をいい、打抜井戸（管井戸）とは、深井戸で鉄管等を打ち込んだものをいいます。
- 4 水質の状況については、気になる点があれば具体的に記入してください。
- 5 水質検査項目については、別表を参考にしてください。
- 6 所在情報の提供では、必須項目として、担当課窓口での情報提供の同意が必要となります。

様式第2号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

京田辺市災害時生活用水協力井戸登録適否決定通知書

年 月 日付けで申出のありました京田辺市災害時生活用水協力井戸登録の適否について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 災害時生活用水協力井戸に登録しました。

登録内容

井戸所有者 氏 名

住 所

電話番号

井戸管理者 氏 名

住 所

電話番号

- 災害時生活用水協力井戸に登録できませんでした。

登録申出のありました井戸につきまして、内容を精査いたしましたが、災害時生活用水協力井戸としての登録要件を備えていないものと判断しました。

様式第3号（第3条関係）

災害時生活用水
協力井戸



備考 大きさは8センチメートル四方とし、材質はプラスチック版で、版の色は緑色、文字及び市章は黒色とする。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

京田辺市長 様

申出者 住所

氏名

(印)

電話番号

京田辺市災害時生活用水協力井戸登録内容変更届出書

京田辺市災害時生活用水協力井戸の登録内容について変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 協力井戸の所在地

2 変更事項

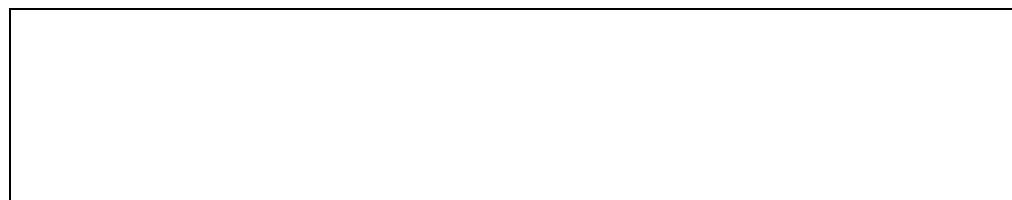
（1） 所有者等の変更

変更前 所有者（管理者）

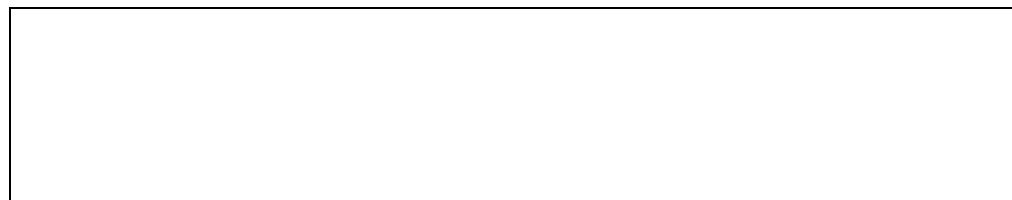
変更後 所有者（管理者）

（2） 井戸の仕様等の変更

変更前



変更後



様式第5号（第7条関係）

年 月 日

京田辺市長 様

申出者 住所

氏名

(印)

電話番号

京田辺市災害時生活用水協力井戸登録解除申出書

京田辺市災害時生活用水協力井戸の登録を解除したいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 協力井戸の所在地

2 解除理由

該当するものにレ印を付けてください。

- 井戸を廃止した。
- 井戸の使用を停止した。
- 井戸を譲渡した（土地又は建物の売却に伴う場合を含む。）。
- 井戸水を近隣住民に提供することができなくなった。

理由

様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

京田辺市災害時生活用水協力井戸登録解除

あなたが所有（管理）する井戸につきまして、下記のとおり京田辺市災害時生活用水協力井戸の登録を解除することにしましたので、通知します。

記

1 登録を解除する井戸の所在地

2 解除理由

○京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱

平成29年3月15日

告示第33号

改正 令和元年12月11日告示第83号

令和3年3月16日告示第46号

令和4年6月1日告示第104号

(趣旨)

第1条 この告示は、土砂災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内において、住宅又は居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策事業を実施する者に対し、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示に定めるところにより、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁又は扉の改修、設置等をいう。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者をいう。

(補助対象住宅等)

第3条 補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、本市の区域内に存する住宅等で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。
- (2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であること。
- (2) 土砂災害対策改修の結果、補助対象住宅等が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合すること。
- (3) 建築士が構造設計を行った土砂災害対策改修であること。
- (4) 補助対象住宅等に係る固定資産税の滞納がない（市長に対し、分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）こと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者で、補助対象住宅等を所有するもの

（補助対象住宅等を所有する者が2人以上いる場合にあってはその者らが代表者として選任した者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に規定する構造上区分された建物にあっては同法第3条に規定する建物、敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体。以下これらを「所有者」という。）とする。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市に係る市税を滞納している者（市長に対し、分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を除く。）は、補助金の交付申請をすることができない。

(補助対象事業等)

第6条 補助対象事業費は、土砂災害対策改修に係る工事費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、1棟当たり3,360,000円を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象事業費に100分の23を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(事業予定調書の提出及び通知)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土砂災害対策改修支援事業予定調書（別記様式第1号。以下「事業予定調書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業予定調書を受理したときは、その内容を審査し、土砂災害対策改修支援事業認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の規定により認定通知を受けた申請者は、土砂災害対策改修支援事業費補助金交付申請書（別記様式第3号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を決定し、土砂災害対策改修支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の実施)

第10条 申請者は、事業を実施するに当たっては、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において着手するものとする。

(事業の変更等)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容に変更が生じたときは、遅滞なく土砂災害対策改修支援事業費補助金交付変更申請書（別記様式第5号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、土砂災害対策改修支援事業費補助金交付決定変更通知書（別記様式第6号）により決定者に通知するものとする。

(補助対象事業の廃止等)

第12条 決定者は、補助対象事業を廃止し、又は中止しようとするときは、遅滞なく土砂災害対策改修支援事業の廃止（中止）承認申請書（別記様式第7号。以下「廃止（中止）承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の廃止（中止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、土砂災害対策改修支援事業の廃止（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第8号）により決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第13条 決定者は、補助対象事業が完了したときは、遅滞なく土砂災害対策改修支援事業完了報告書（別記様式第9号。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の完了報告書を受理した場合は、書類審査及び現地調査により審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、土砂災害対策改修支援事業費補助金確定通知書（別記様式第10号）により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 決定者は、前条に規定する確定通知を受け取った後、遅滞なく土砂災害対策改修支援事業費補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、決定者に対し土砂災害対策改修支援事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、土砂災害対策改修支援事業費補助金返還命令書（別記様式第13号）により決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月11日告示第83号）

この告示は、令和元年12月11日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第46号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日告示第104号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別記

様式第1号（第7条関係）

(表)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

住所

氏名

(電話番号)

土砂災害対策改修支援事業予定調書

土砂災害対策改修支援事業を下記のとおり実施したいので、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により事業予定調書を提出します。

記

実施予定期間	年度
補助対象住宅等の所在地	
補助金交付申請予定期額	円
補助対象事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
確認事項 <small>(記載事項を確認し、チェックボックスに「レ」を付けてください。)</small>	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅等に係る固定資産税の滞納がないこと。 <input type="checkbox"/> 補助対象事業を行う者が、本市に係る市税を滞納していないこと。
添付書類 <small>(チェックボックスに「レ」を付け、全ての書類がそろっていることを確認してください。)</small>	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅等に係る登記事項証明書又は補助対象住宅等の所有者が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 区分所有されている住宅等にあっては、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会の決議書 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定についての適合検討書及び現況外観写真 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなど他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費と他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとしてください。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）

(裏)

補助対象住宅等 所 在 地			
補助対象住宅等 の 用 途			
建 築 年 月 日	年 月 日		
補助対象住宅等 の 構 造			
構造設計を行った 建 築 士	階 数	地上 階	・ 地下 階
	延べ床面積	m ²	
	事務所名称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
	事務所登録番号 及び登録年月日		
施 工 予 定 者	建 築 士 氏 名		
	建 築 士 登 錄 番 号		
交付申請予定額の 算 出 方 法	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
(1) 土砂災害対策改修に要する工事費 (消費税等相当額を除く。) _____ 円			
(2) 補助対象事業費の限度額 _____ 円			
(3) (1) と (2) のいずれか少ない額 _____ 円			
(4) 交付申請予定額 ((3) × 23 / 100) _____ 円 (1,000円未満切捨て)			

様式第2号（第7条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

土砂災害対策改修支援事業認定（不認定）通知書

年 月 日付けで提出のありました土砂災害対策改修支援事業予定調書を審査したところ、下記のとおり決定しましたので、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象住宅等
の 所 在 地

2 決 定 区 分 認定 ・ 不認定

3 補 助 対 象 事 業 年 月 日 から
実 施 予 定 期 間 年 月 日 ま で

4 不 認 定 の 理 由

様式第3号（第8条関係）

(表)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

住所
氏名
(電話番号)

土砂災害対策改修支援事業費補助金交付申請書

京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が住民基本台帳、課税台帳等を確認することに同意します。

記

補助対象住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
確認事項 <small>〔記載事項を確認し、チェックボックスに「レ」を付けてください。〕</small>	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅等に係る固定資産税の滞納がないこと。 <input type="checkbox"/> 補助対象事業を行う者が、本市に係る市税を滞納していないこと。
添付書類 <small>〔チェックボックスに「レ」を付け、全ての書類がそろっていることを確認してください。〕</small>	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の登記事項証明書又は補助対象住宅等の所有者が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 区分所有されている住宅等にあっては、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会の決議書 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定についての適合検討書及び現況外観写真 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとしてください。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による確認済証（確認の申請が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）

(裏)

補助対象住宅等の所在地				
補助対象住宅等の用途				
建築年月日	年 月 日			
補助対象住宅等の構造				
構造設計を行った建築士	階 数	地上 階	・	地下 階
	延べ床面積	m ²		
	事務所名称			
	所在 地			
	電話 番号			
	事務所登録番号 及び登録年月日			
建築士氏名				
建築士登録番号				
施工者	名 称			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
交付申請額の算出方法	(1) 土砂災害対策改修に要する工事費 (消費税等相当額を除く。) _____ 円			
	(2) 補助対象事業費の限度額 _____ 円			
	(3) (1) と (2) のいずれか少ない額 _____ 円			
	(4) 交付申請予定額 ((3) × 23 / 100) _____ 円 (1,000円未満切捨て)			

様式第4号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

土砂災害対策改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土砂災害対策改修支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適當と認められるので、下記のとおり交付決定し、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 住 宅 等 の 所 在 地	
交 付 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき及び廃止（中止）しようとするときは、市長に申請しなければならない。 (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となつたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (3) 補助対象事業の実施については、事故の防止に努め、特に近隣の住民に対しては、細心の注意を払うこと。 (4) 京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
そ の 他	

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

住所
氏名
(電話番号)

土砂災害対策改修支援事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け文書番号により補助金交付決定を受けた土砂災害対策改修支援事業について、下記のとおり変更したいので、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

補 助 対 象 住 宅 等 の 所 在 地	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
変 更 後 補 助 申 請 額	円
変 更 後 の 事 業 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類 変更の内容を確認できる書類

様式第6号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

土砂災害対策改修支援事業費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった土砂災害対策改修支援事業費補助金交付変更について、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補 助 対 象 住 宅 等 の 所 在 地	
変 更 前 补 助 金 交 付 決 定 額	円
変 更 後 补 助 金 交 付 決 定 額	円
条 件	

様式第7号（第12条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住所

氏名

（電話番号）

土砂災害対策改修支援事業の廃止（中止）承認申請書

年　月　日付け文書番号により補助金交付決定を受けた土砂災害対策改修支援事業について、下記の理由により事業の廃止（中止）をしたいので、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象住宅等
の 所 在 地

2 廃止（中止）を
す る 理 由

3 添付書類
(1) 土砂災害対策改修支援事業費補助金交付決定通知書又は土砂災害対策改修支援事業費補助金交付変更決定通知書
(2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

土砂災害対策改修支援事業の廃止（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました土砂災害対策改修支援事業の廃止（中止）承認申請について、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象住宅等
の 所 在 地

2 決 定 区 分 承認 ・ 不承認

3 不承認の理由

様式第9号（第13条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住所
氏名
(電話番号)

土砂災害対策改修支援事業完了報告書

年　月　日付け文書番号により補助金交付決定を受けた土砂災害対策改修支援事業について、事業が完了したので、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

補助対象住宅等の所在地	
補助金交付決定額	円
補助対象事業実施期間	年　月　日から 年　月　日まで
補助対象事業工事完了の確認	補助対象事業について、適正に工事が完了したことを報告します。 建築士名 又は 施工者名
添付書類 <small>〔チェックボックスに「レ」を付け、全ての書類がそろっていることを確認してください。〕</small>	<input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施に関する契約書の写し（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かること。） <input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施に要した費用に係る領収書の写し及び土砂災害対策改修費内訳書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かること。） <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の外観写真（施工前・施工中・完了時） <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による検査済証の写し（確認済証の交付を受けた場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第10号（第14条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

土砂災害対策改修支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった土砂災害対策改修支援事業費補助金について、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助対象住宅等
の 所 在 地

2 補助金交付決定額 円

3 補 助 金 確 定 額 円

様式第11号（第15条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住所
氏名
(電話番号)

土砂災害対策改修支援事業費補助金交付請求書

年　月　日付け文書番号により補助金交付確定を受けた係る土砂災害対策改修支援事業費補助金について、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象住宅等
の 所 在 地

2 請求金額 円

3 振込先	金融機関名	
	本支店名	
	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	

※土砂災害対策改修支援事業費補助金交付確定通知書（写し）を添付してください。

様式第12号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

土砂災害対策改修支援事業費補助金
交付決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日付け文書番号で交付決定した土砂災害対策改修支援事業費補助金について、下記のとおり決定を取り消しましたので、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象住宅等
の 所 在 地

2 補助金交付決定額 円

3 補 助 金 取 消 額 円

4 取 消 し の 理 由

様式第13号（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

土砂災害対策改修支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付け文書番号で交付決定を取り消した土砂災害対策改修支援事業費補助金について、京田辺市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 補助対象住宅等
の 所 在 地

2 補助金返還金額 円

3 補助金返還期限 年 月 日

別記様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第15条関係）

様式第12号（第16条関係）

様式第13号（第16条関係）

○京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

平成29年3月15日

告示第32号

改正 令和2年5月14日告示第124号

令和3年3月16日告示第47号

令和4年6月1日告示第106号

(趣旨)

第1条 この告示は、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）附属第II編イー16ー（12）ー③がけ地近接等危険住宅移転事業に規定する危険住宅の移転事業を行う者（以下「移転事業者」という。）に対し、移転事業に要する経費について、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる移転事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に所在する危険住宅に居住する者
- (2) 本市に係る市税を滞納していない者（市長に対し、分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を含む。）

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象の経費は、交付金要綱附属第III編表イー16ー（12）ー1に規定する移転事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、交付金要綱附属第III編表イー16ー（12）ー1に規定する限度額の範囲内とする。この場合において、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(事業予定調書の提出及び通知)

第4条 補助金の交付を受けようとする移転事業者は、がけ地近接等危険住宅移転事業予定調書（別記様式第1号。以下「事業予定調書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業予定調書を受理したときは、当該事業の内容を審査し、がけ地近接等危険住宅移転事業認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により移転事業者に通知するものとする。
(補助金の交付申請)

第5条 前条第2項の規定により認定通知を受けた移転事業者は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により移転事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施)

第7条 移転事業者は、事業を実施するに当たっては、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において着手するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた移転事業者（以下「決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた移転事業（以下「補助事業」という。）の内容に変更が生じたときは、遅滞なくがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書（別記様式第5号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書（別記様式第6号）により決定者に通知するものとする。

(補助事業の廃止等)

第9条 決定者は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、遅滞なくがけ地近接等危険住宅移転事業の廃止（中止）承認申請書（別記様式第7号。以下「廃止（中止）承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の廃止（中止）承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第8号）により決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 決定者は、補助事業が完了したときは、遅滞なくがけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（別記様式第9号。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の完了報告書を受理した場合は、書類審査及び現地調査により審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書（別記様式第10号）により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 決定者は、前条に規定する確定通知を受け取った後、遅滞なくがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、決定者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（別記様式第12号）により決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金返還命令書（別記様式第13号）により決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月14日告示第124号）

この告示は、令和2年5月14日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第47号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日告示第106号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業予定調書

がけ地近接等危険住宅移転事業を下記のとおり実施したいので、京田辺市が
がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により事業
予定調書を提出します。

記

1 危険住宅の所在地

2 事業実施概要

（事業実施の必要性）

3 事業実施期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別紙）
- (2) 事業実施に係る見積書（写し）
- (3) 危険住宅及び移転先の位置図
- (4) 土地及び建物の登記簿の全部事項証明書又はこれに代わる証明書（写し）
- (5) 危険住宅の配置図及びがけ部分の断面図
- (6) 危険住宅の現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

事業実施計画書

1 移転事業者及び移転概要

移転事業者の氏名		電話番号	
移転事業者の住所			
移転予定先の住所			
移転予定日	年　月　日	引っ越し予定日を記入ください。	

2 危険住宅の除却等に要する経費

工事契約予定日	年　月　日	除却完了予定日	年　月　日
除却工事	住所		
予定請負業者	名称		
危険住宅の取壊しに要する費用		円	
仮住居に要する費用		円	
住居移転に伴う家財道具の運搬費		円	
その他費用()		円	
計	①	円	
予定補助金額 (除却等経費)	円	①(千円未満切捨て)と補助限度額のいづれか少ない方の金額	

各見積書の金額をご記入ください。

3 移転先住宅の建設等に要する経費

(1) 建物

契約予定日	年　月　日	請負契約又は売買契約予定日
着工予定日	年　月　日	完成予定日　年　月　日
予定請負業者 (工事業者・売渡人)	住所	
	名称	
予定工事(購入)費	円	建設(購入)及び改修に係る見積書の金額をご記入ください。
予定自己資金	円	
予定借入額	円	
予定借入先 (金融機関名)		
予定返済期間	開始　年　月　日	
	完了　年　月　日	
	年数　年	
利率(概算)	%	
利子総額(概算)	②　円	
予定補助金額 (建物取得経費)	A　円	②(千円未満切捨て)と補助限度額のいづれか少ない方の金額

(2) 土地

売買契約予定日	年　月　日		
移転予定先の土地表示（地番）			
土地の購入予定先 (売渡人)	住所		
	名称（氏名）		
予定土地購入価格	円　土地の購入に係る見積書の金額をご記入ください。		
予定自己資金	円		
予定借入額	円		
予定借入先 (金融機関名)			
予定返済期間	開始	年　月　日	
	完了	年　月　日	
	年数	年	
利率（概算）	%		
利子総額（概算）	③	円	
予定補助金額 (土地経費)	B	円	③（千円未満切捨て）と補助限度額のいずれか少ない方の金額

(3) 造成

請負契約予定日	年　月　日	完成予定日	年　月　日
造成工事 予定請負業者	住所		
	名称		
予定造成工事費	円　敷地造成工事に係る見積書の金額をご記入ください。		
予定自己資金	円		
予定借入額	円		
予定借入先 (金融機関名)			
予定返済期間	開始	年　月　日	
	完了	年　月　日	
	年数	年	
利率（概算）	%		
利子総額（概算）	④	円	
予定補助金額 (造成経費)	C	円	④（千円未満切捨て）と補助限度額のいずれか少ない方の金額

予定補助金額 (住宅建設等経費)	円	A+B+C
---------------------	---	-------

4 危険住宅及び敷地の所有者

危険住宅（建物）の所有者	申請者に同じ
危険住宅の敷地の所有者	申請者に同じ

※申請者と所有者が同一で、かつ、一人で所有している場合は、「申請者に同じ」に○印を付けてください。

※共有名義の場合は、全ての共有者の氏名をご記入ください。

※共有名義の危険住宅を除却する場合は、危険住宅の除却等について、全ての共有者の同意書を提出してください。

※危険住宅と敷地の所有者が異なる場合は、危険住宅の除却等について、敷地の所有者の同意書を提出してください。

様式第2号（第4条関係）

文書番号
年月日

様

京田辺市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業認定（不認定）通知書

年月日付けで提出のありましたがけ地近接等危険住宅移転事業予定調書を審査したところ、下記のとおり決定しましたので、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 危険住宅の所在地

2 決定区分 認定・不認定

3 事業実施期間 年月日から
年月日まで

4 不認定の理由

様式第3号（第5条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

がけ地近接等危険住宅移転事業の経費として補助金の交付を受けたいので、
京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第5条の規定により
、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が住民基本台帳、課税台帳等を確認する
ことに同意します。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金交付申請額	円
内 訳	
危険住宅の除却等に要する経費	円
危険住宅に代わる住宅の建設（購入）及び改修に要する経費	円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別記様式第1号の別紙）
- (2) 事業実施に係る見積書（写し）
- (3) 危険住宅及び移転先の位置図
- (4) 土地及び建物の登記簿の全部事項証明書又はこれに代わる証明書（写し）
- (5) 金融機関等からの融資契約書又はこれに代わる証明書（写し）
- (6) 危険住宅の配置図及びがけ部分の断面図
- (7) 危険住宅の現況写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

文書番号

年月日

様

京田辺市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

年月日付けで交付申請のありましたがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金交付決定額 円

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書

年　月　日付け文書番号により補助金交付決定を受けたがけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり変更したいので、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

危険住宅の所在地	
変更の理由	
変更の内容	
変更後補助申請額	円
変更後の事業実施期間	年　月　日から 年　月　日まで

添付書類　変更の内容を確認できる書類

様式第6号（第8条関係）

文書番号
年月日

様

京田辺市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書

年月日付けで申請のあったがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付変更について、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

危険住宅の所在地	
変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
条 件	

様式第7号（第9条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住 所

氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止（中止）承認申請書

年　月　日付け文書番号により補助金交付決定を受けたがけ地近接等危険住宅移転事業について、下記の理由により事業の廃止（中止）をしたいので、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 危険住宅の所在地

2 廃止（中止）をする理由

3 添付書類

（1）がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書又はがけ地近

接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書

（2）その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありましたがけ地近接等危険住宅移転事業の廃止（中止）承認申請について、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 危険住宅の所在地

2 決 定 区 分 承認 ・ 不承認

3 不 承 認 の 理 由

様式第9号（第10条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書

年　月　日付け文書番号により補助金交付決定を受けたがけ地近接等危険住宅移転事業について、事業が完了したので、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金交付決定額 円

3 事業実施期間 年　月　日から
年　月　日まで

4 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別紙）
- (2) 図面及び写真
- (3) 危険住宅の除却等に係る領収書（写し）
- (4) 工事請負契約書又は建物売買契約書（写し）
- (5) 金融機関等の融資契約書又はこれに代わる証明書（写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

事業実施報告書

1 移転事業者及び移転概要

移転事業者の氏名		電話番号	
移転事業者の住所			
移転先の住所			
移転日	年 月 日	引つ越し日を記入ください。	

2 危険住宅の除却等に要する経費

工事契約日	年 月 日	除却完了日	年 月 日
除却工事	住所		
請負業者	名称		
危険住宅の取壟しに要した費用		円	
仮住居に要した費用		円	
住居移転に伴う家財道具の運搬費		円	
その他費用 ()		円	
計	(①)	円	
補助金額 (除却等経費)	円	① (千円未満切捨て) と補助限度額のいずれか少ない 方の金額	

各領収書の金額をご記入ください。

3 移転先住宅の建設等に要する経費

(1) 建物

契約日	年 月 日	請負契約又は売買契約日
着工日	年 月 日	完成日 年 月 日
請負業者 (工事業者・売渡人)	住所	
名称		
工事(購入)費	円	建設(購入)及び改修に係る見積書の金額をご記入ください。
自己資金	円	
借入額	円	
借入先 (金融機関名)		
返済期間	開始 年 月 日	
	完了 年 月 日	
	年数 年	
利率	%	
利子総額	(②) 円	
補助金額 (建物取得経費)	A 円	② (千円未満切捨て) と補助限度額のいずれか少ない 方の金額

(2) 土地

売買契約日	年 月 日				
移転先の土地表示（地番）					
土地の購入先 (売渡人)	住所				
	名称（氏名）				
土地購入価格	円 土地の購入に係る領収書の金額をご記入ください。				
自己資金	円				
借入額	円				
借入先 (金融機関名)					
返済期間	開始	年 月 日			
	完了	年 月 日			
	年数	年			
利率	%				
利子総額	③	円			
補助金額 (土地経費)	B	円	③（千円未満切捨て）と補助限度額のいづれか少ない方の金額		

(3) 造成

請負契約日	年 月 日		完成日	年 月 日
造成工事 請負業者	住所			
	名称			
造成工事費	円 敷地造成工事に係る領収書の金額をご記入ください。			
自己資金	円			
借入額	円			
借入先 (金融機関名)				
返済期間	開始	年 月 日		
	完了	年 月 日		
	年数	年		
利率	%			
利子総額	④	円		
補助金額 (造成経費)	C	円	④（千円未満切捨て）と補助限度額のいづれか少ない方の金額	

補助金額 (住宅建設等経費)	円	A+B+C
-------------------	---	-------

様式第10号（第11条関係）

文書番号
年月日

様

京田辺市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書

年月日付けで申請のあったがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金交付決定額

円

3 補助金確定額

円

様式第11号（第12条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書

年　月　日付け文書番号により補助金交付確定を受けたがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 危険住宅の所在地

2 請求金額 円

3 振込先

金融機関名	
本支店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

※がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書（写し）を添付してください。

様式第12号（第13条関係）

文書番号
年月日

様

京田辺市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

年月日付け文書番号で交付決定したがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、下記のとおり決定を取り消しましたので、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金交付決定額 円

3 補助金取消額 円

4 取消しの理由

様式第13号（第13条関係）

文書番号
年 月 日

様

京田辺市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金返還命令書

年 月 日付け文書番号で交付決定を取り消したがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、京田辺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金返還金額

円

3 補助金返還期限

年 月 日

別記様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第12条関係）

様式第12号（第13条関係）

様式第13号（第13条関係）